

川越・東松山民商 民商だより 5/25 NO.15

川越市小仙波町 3-15-5 Tel.049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

来年10月実施のインボイス制度、問い合わせ急増 来月告示の参院選、野党共闘の力で政権交代の足掛かりを

「税務署からインボイスのお知らせが届いた」。会員さんから電話連絡が入りました。

来年 10 月から実施予定のインボイス制度。政府与党は周知を進め、確実な実行を準備しています。

中止の声を広げ、来月の参院選で岸田政権へ審判を下し、政権交代への足掛かりを作りましょう。

元請や取引先から、インボイス番号の確認が

「元請からインボイス番号の通知依頼書が届いた」、「Amazon サイトでインボイス取得を求められた」など、会員からの問い合わせが急増しています。

結論から言うと、来年 3 月の確定申告時に、インボイスの番号登録を行う形で大丈夫です。

消費税免税業者(売上 1000 万以下)は、現在の生活費から、消費税を納める制度

売上 1000 万以下の事業者は、法律で消費税の納税が免除されています。インボイス制度が始まると、その免除されていた消費税は、取引のある他人が払うようになります。

上記の元請、Amazon といった取引のある他人は、あなたの消費税を払いたくありません。なので、「番号を取って課税業者になり、自分で消費税を納めろ」という制度です。

すでに消費税は売上に含まれていますので、課税業者になっても売上は上がりません。売上 600 万の建築業者は年間約 24 万円の消費税を。売上 100 万のウーバーイーツ配達員は年間約 5 万円の消費税を、3 月の確定申告の時に支払わなければなりません。

零細業者ほど負担が重い消費税 参院選で審判を下し政権交代の足掛かりを

全ての商品にかかる消費税は、低所得者ほど負担が重い間接税です。これからは、「低所得な零細業者ほど負担の重い消費税」になります。

参議院選挙が来月公示、7/10 に投票が予定されています。残念ながら、参院選では政権交代は出来ませんが、過去に政権を退けた例があります。

- 1989 年に導入された消費税。直後の参院選で自民惨敗、宇野首相が辞任しました。
- 1997 年に消費税は 5%に増税。翌年の参院選で自民惨敗。橋本首相が退陣しました。
- 2007 年の参院選では、自民大敗で野党が安定多数となる「ねじれ国会」が発生。安倍首相が 1 回目の政権投げ出しを行いました。

立憲民主党は 3/30、インボイス制度廃止法案を衆院に提出しました。衆議院の解散がない限り、インボイス導入前最後の国政選挙です。市民と野党の共闘で自公政権に審判を下し、インボイス制度を中止に追いやりましょう。

事業復活支援金、6/17まで申請期限延長

5/31 までだった事業復活支援金の申請期限が、6/17 (金) まで延長になりました。

それに伴い、登録確認機関による事前確認も、6/14 (火) まで延長になりました。

ただし、申請に必要な ID の発行は、5/31 までになっています。

ギリギリでの申請だと、不備の修正があった場合、受給できない可能性があります。早めの申請を進めていきましょう。

「すでに申請したのだけれど、その後の月がもっと売上減だった」

6/1(水)事業復活支援金「差額給付申請」がスタート

事業復活支援金を 30%減で申請し、すでに受給している方で、申請したより後の月で 50%減になり、再度申請すれば支援額が増える方限定の「差額給付」が、6/1～6/30 まで申請可能になります。

【申請条件(すべてを満たす場合のみ申請可能)】

- ① すでに事業復活支援金を申請し、受給していること
- ② 最初の申請が、売上 30%以上 50%未満減の申請であること
- ③ 今回の追加申請が、売上 50%以上の申請であること
- ④ 最初の申請の「申請日」を含む月以降の月分の申請であること
- ⑤ 最初の申請では、予見できなかったコロナでの売上減であること

この場合、申請できる？出来ない？

- ① 11 月が売上 30%減で 2 月に申請。その 2 月が売上 50%減だった = 「○」
- ② 11 月が売上 30%減で 2 月に申請。後から気が付いたが、1 月で申請していたら 50%減で多くお金をもらっていた = 「×」
- ③ 11 月が売上 50%減で 2 月に申請。差額計算の関係で給付額が上限額ではなかったため、3 月の売上 50%減で申請した方が、お金を多くもらえる = 「×」

申請手順は少し複雑 民商で一緒に申請して商売続けよう

— 昨年の持続化給付金で不正受給が多かったため、昨年の申請から事前確認が必要になるなど、申請が少し複雑になっています。

「事前確認機関が見つからない」、「不備のメールに対応できない」など諦めてしまう方もいるようです。民商で、仲間と一緒に申請をして、商売を続けるための支援金を獲得しましょう。そしてさらなる支援を国や自治体に要求していきましょう。

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間
2022年1月31日(月)～6月17日(金)※

※ 申請期限を6月17日(金)まで延長しました(詳細はこちら)。
申請に必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までですので、ご注意ください。
申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は、6月14日(火)までです。

差額給付の申請期間 2022年6月1日(水)～6月30日(木)

編集幸喜 5/24、川越駅前消費税廃止連絡会の駅頭宣伝を行いました。帰宅途中のサラリーマンや学生などに消費税5%への減税とインボイス中止を訴えました。展示したパネルを目で追う通行者も多かったと感じました。●現在、岸田首相、鈴木財務大臣宛の「インボイス中止ハガキ」の準備をしています。首相官邸・財務省のHP意見投稿「100万ボイスアクション」を実施しています。民商のHPからアクセスできますのでみんなで投稿しましょう。「インボイスで商売つぶされてたまるか!!!」